

## 7. 加入手続きと見舞金請求手続きの窓口

### 正会員 の場合は、連合町内会が窓口です

- ・ **加入手続き** 単位町内会が加入者名簿を作成し、連合町内会にお申込みください。  
連合町内会は単位町内会の加入申込みをとりまとめ、北海道町内会連合会に加入手続きをしてください。
- ・ **見舞金請求** 見舞金請求は単位町内会長が事故報告者となり、連合町内会を通じて、北海道町内会連合会に請求してください。

### 準会員 の場合は、単位町内会が窓口です

- ・ **加入手続き** 単位町内会が加入者名簿を作成し、北海道町内会連合会にお申込みください。
- ・ **見舞金請求** 見舞金請求は単位町内会長が事故報告者となり、北海道町内会連合会に請求してください。

## 8. 見舞金請求の手続きは

### ● 事故発生後の3つの確認

1. 被害者が道町連共済の会員（加入者）であること  
代理の場合は、同居する家族で代理の活動中であることが条件
2. 町内会の事業計画に基づいた活動中の事故であること
3. 事故発生日から180日以内であること

### ● 見舞金請求はいつするのか

1. 事故発生日から180日以内に請求を
  - ① 治ゆ後、事故発生日から180日以内に請求してください。
  - ② 治療中でも、事故発生日から180日経過した時点ですぐに請求してください。
2. 一事故に対する見舞金申請は1回限り  
同一事故の再度申請はできません。
3. 死亡の場合、後遺障害が生じた場合は、請求窓口となる  
正会員・準会員組織を通じて本会に連絡を
  - ① 活動中の事故により180日以内に死亡された場合、② 活動中24時間以内に疾病で死亡された場合、③ 事故発生日から180日以内に後遺障害が生じた場合は、北海道町内会連合会に連絡してください。

### ● 見舞金の送金はいつか

見舞金は、年4回（6・9・12・3月）の共済審査委員会の審査で決定のうえ、送金します。

#### ※注意

通院した日が5日（1～5日）以内の事故は診断書（治ゆ証明書）が不要です。受診時の明細書と領収書を全て添付してください。「診断書（治ゆ証明書）」を添付されても、診断書（治ゆ証明書）文書料はお支払できませんので、ご注意ください。

### 見舞金請求に必要なもの

- ① 共済見舞金支給申請書
- ② 事故報告書
- ③ 診断書（治ゆ証明書）  
通院5日以内の事故の場合は不要。診断書に替えて明細書と領収書が必要。（コピー可）
- ④ 事故の証明に参考となるもの  
行事計画書、プログラム、会報、呼び掛け文書等のうち、いずれか一点
- ⑤ 医師等の診断書（治ゆ証明書）文書料の領収書  
通院5日以内の事故の場合を除く。
- ⑥ 薬・補装具代の明細書と領収書（コピー可）



## Q&A「見舞金の対象となる場合・ならない場合」

### 後遺障害見舞金 200万円

(200万円×100%=200万円)

76歳・男性

会長として、町内会の葬儀に参列後、帰宅途中の路上で車に跳ねられ、脳挫傷や慢性硬膜下血腫などで入院。神経系統の機能などに著しい障害を残したため、100%の後遺障害見舞金が支給されました。

### Q1 同好会・老人クラブ・子ども会等の活動中の事故は？

**A1** 同好会等の活動が、町内会の部会活動と同様に位置づけられ、町内会の事業計画に明記されている場合。さらに、同好会等の活動費が、町内会の収支予算書に明記され、執行されている場合は対象となります。なお、助成金として執行されている場合は、別組織の活動と判断されるため、対象となりません。

### Q2 町内会が協賛・後援している行事は？

**A2** 町内会が主体的に責任をもってかかわる行事を町内会の行事として認めており、協賛・後援等名目だけのかかわりをもつ行事は認めていません。

### Q3 町内会行事にかかる練習や準備中の事故は？

**A3** 行事にかかる練習や準備が町内会管理下中の事故の場合は対象となります。

### Q4 単位町内会での加入の場合、連合町内会の行事での事故は？

**A4** 連合町内会の事業や行事は、単位町内会の事業の一環として考え、対象となります。

住みよいまちづくりをめざして

一般社団法人

# 北海道町内会連合会のご紹介



全道の町内会・自治会が結集する唯一の組織、  
ともに住みよい北海道づくりをめざしています

北海道町内会連合会は、道内の市区町村を単位とした連合町内会等による **正会員** と、  
単位町内会・自治会による **準会員** により構成されており、道内の町内会活動の活性化を図り、誰もが  
安心して暮らせる住みよいまちづくりをめざして、ご案内の「道町連共済」を含め、次のような事業を  
全道的に展開しています。

- ①ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動
- ②災害に強いまちづくり全道運動
- ③全道・ブロック別町内会活動研究大会、  
町内会活動実践者研修会の開催
- ④広報紙「住みよいまちづくり通信」の発行
- ⑤町内会活動に関する  
調査の実施
- ⑥ホームページによる  
情報の収集・提供
- ⑦道町連共済事業**
- ⑧顕彰事業

## ● 北海道町内会連合会への入会のご案内 ●

北海道町内会連合会への入会は、市区町村を単位とした連合会組織あるいは、地区別連合会組織等が対象です。しかし、上記の連合会組織がない、あるいは、入会の合意が得られない単位町内会・自治会は、「準会員」として北海道町内会連合会に入会いただけます。

**正会員** とは、**市区町村を単位とした連合会、あるいは、地区連合会が対象です。**

**準会員** とは、**単位町内会・自治会が対象です。**

上記の連合会がない、あるいは、入会の合意が得られない単位町内会・自治会が「準会員」として北海道町内会連合会に入会できます。

(準会員の会員権利)

- ①道町連共済への加入
- ②広報紙の配付
- ③研修会等の案内

### 正会員・準会員の 年会費

- ◎年会費は ①均等割 と ②世帯割の合算額
- ◎世帯割の100円未満は切り捨て

**正会員** ①均等割 市区25,000円、町村15,000円  
(※同一市区町村内で複数入会の場合は分担)  
②世帯割 1円 (加入世帯数×1円)

**準会員** ①均等割 200世帯未満の町内会 3,000円  
200世帯以上の町内会 5,000円  
②世帯割 1円 (正会員と同額)

あなたの所属する  
組織の入会状況は、下記  
「北海道町内会連合会」まで  
お問い合わせください。



【お問合せ先】

一般社団法人 **北海道町内会連合会**

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7

TEL 011-271-3178 FAX 011-271-3956

事業内容・各種情報は、ホームページをご覧ください。ホームページ <http://www.d-choren.or.jp>